

令和 7 年度津市定額減税補足給付金（不足額給付金）支給事業実施要綱

令和 7 年 5 月 3 0 日訓第 5 0 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、定額減税補足給付金（調整給付金）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、定額減税補足給付金（不足額給付金）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）を支給する事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第 2 条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、令和 7 年 1 月 1 日において本市の住民基本台帳に記録されている者（同日において本市の住民基本台帳に記録されていないが、本市において地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による県民税所得割又は市民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 条第 1 項第 5 号に規定する非居住者及び令和 6 年分所得税に係る合計所得金額又は令和 6 年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1, 8 0 5 万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（1 万円を最小の単位とし、当該額に満たない端数があるときは、これを切り上げた額）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3 万円に、令和 6 年 1 2 月 3 1 日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも日本国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、令和 6 年分所得税額（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 3 の 3 第 1 項の規定がないものとした場合における令和 6 年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1 万円に、令和 5 年 1 2 月 3 1 日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも日本国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、令和 6 年度分個人住民税所得割額（地方税法附

則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。
以下同じ。)を差し引いた額

ウ 調整給付金(当初給付分)の額(調整給付金(当初給付分)を辞退等した者にあつては、調整給付金(当初給付分)を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金(当初給付分)の給付対象外であった者の場合、0とする。)

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額又は令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

2 前項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 修正申告等により新たに給付の要件を満たす者については、修正申告等以前に、同時に要件を満たすことのない他の給付(令和6年度の新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となった世帯への給付)を受給している場合は事業の対象外とする。ただし、当該給付について返還済みである場合は、この限りでない。

4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。

(1) 調整給付金(当初給付分)の給付対象者(令和6年分所得税に係る控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。)

(2) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。)若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主若しくは世帯員
(支給額)

第3条 前条第1項第1号の支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額(1万円を最小の単位とし、当該額に満たない端数があるときは、これを切り上げた額)から同号

ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額を0とする。

- (1) 令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合
前条第1項第1号アに掲げる額
 - (2) 令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合
前条第1項第1号イに掲げる額
 - (3) 令和6年1月2日以降に日本国外から転入し令和7年1月1日において本市に住所を有する者（同日において本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者を含む。）の場合
前条第1項第1号イに掲げる額
- 2 前条第1項第2号及び第3号に規定する支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に日本国外から転入し令和7年1月1日において本市に住所を有する者（同日において本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者を含む。）については、3万円とする。
- 3 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月2日とする。
- 4 事務処理基準日以後に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正については、原則として、第1項に規定する調整給付金（不足額給付分）の金額に反映しないものとする。

（調整給付金（不足額給付分）の申請及び支給の方式）

第4条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受けようとする第2条第1項第1号に規定する支給対象者は、別に定める確認書（以下「確認書」という。）を提出するものとする。ただし、次条第1項に規定する支給のお知らせにより支給に同意した者についてはこの限りでない。

- 2 令和7年1月1日において本市に住所を有する者（同日において本市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者を含む。）であって、令和6年1月1日において本市の住民基本台帳に記録されていない者（同日において本市の住民基本台帳に記録されているが、本市外において個人住民税所得割が課される者を含む。）は、別に定める申請書（以下「申請書」という。）を提出するものとする。
- 3 前項の規定による提出があったときは、市長は当該提出をした者に確認書

を送付し、当該送付を受けた者は確認書を提出するものとする。

4 調整給付金（不足額給付分）の支給を受けようとする第2条第1項第2号及び第3号に規定する支給対象者は、別に定める申請書を提出するものとする。

5 確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第4号及び第5号に掲げる方式は、確認書等を提出する者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号から第3号までに掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請方式 提出者が確認書等を郵送により本市に提出し、本市が提出者から示された指定口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 提出者が確認書等を本市の窓口において提出し、本市が提出者から示された指定口座に振り込む方式

(3) オンライン申請方式 提出者が津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年津市条例第33号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下「オンライン申請」という。）により受給の意思を示し、本市が確認書等に記載された口座に振り込む方式

(4) 窓口現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により、又は本市の窓口において提出し、本市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(5) 現金書留送付方式 提出者が確認書等を郵送により、又は本市の窓口において提出し、本市が現金書留により現金を送付する方式

6 市長は、第1項から第4項までの規定による提出があった場合は、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、提出者の本人確認を行うものとする。

7 市長は、現住所が確認書等に記載する住所地と異なることが判明したときは判明した住所地に、第6条に規定する代理人等から別に定める確認書送付先変更届（以下「届出書」という。）の提出があったときは当該届出書に記載された送付先に確認書等を送付するものとする。

（支給の通知及び決定）

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、調整給付金（当初給付分）を支給した者又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の特定公的給付に係る

公金受取口座情報を取得できた者であって、第2条に規定する支給要件を満たすことが確認できるものに対し、別に定める支給のお知らせにより調整給付金（不足額給付分）の支給の通知を行うことができる。

2 前項の規定に基づく支給の通知を受けた者は、支給の通知を受けた際、別に定める確認書により受給の辞退又は登録口座の変更を申し出ることができる。

3 前項の申出はオンライン申請により行うことができる。

4 市長は、支給の通知をした日から14日を経過した日（その日が土日祝日である場合については翌業務日）までに前2項の申出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金（不足額給付分）を支給するものとする。

（代理による確認書等の提出及び調整給付金（不足額給付分）の受給等）

第6条 申請者の代理人として第4条の規定による確認書等の提出、確認及び調整給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

(1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(2) 親族その他平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で、市長が特に認めるもの

2 代理人が確認書等の提出をするときは、当該確認書等の委任欄に代理人氏名等を記載するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号又は第2号に掲げる者について、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書等の提出等の期限）

第7条 確認書等の受付を開始する日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書の提出期限及びオンライン申請方式による提出期限は、令和7年10月31日とする。

3 申請書の提出期限及びオンライン申請方式による提出期限は、令和7年9月30日とする。ただし、本市において給付金の支給要件を確認することが可能である場合については、同年10月31日まで提出を受け付けるものとする。

(支給決定及び支給)

第8条 市長は、第4条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給するものとする。

(調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知)

第9条 市長は、事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の受付を開始する日等の事業の概要について、広報その他の方法による市民等への周知を行うものとする。

(確認書等の提出等が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第7条第2項及び第3項の期限までに確認書等の提出等が行われなかったときは、当該支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、確認書等の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和7年11月28日までに支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者がいるときは、支給を行った調整給付金（不足額給付分）の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和7年6月2日から施行する。